

2011年10月20日

郵産労 交 第6号

株式会社 かんぽ生命保険
取締役兼代表執行役会長
進藤 丈介 殿

郵政産業 労働組合
中央執行委員長 廣岡 元徳

大震災等の危機管理態勢に関する要求書

3月11日に端を発した東日本大震災は、日本国民に未曾有の事態をもたらしました。世界に対しても、その衝撃は、世界共通語であるツナミにフクシマを付け加えるに至りました。10年スパンでの復旧・復興計画もようやく始まりつつありますが、きちんとしたレールのない中での試行錯誤が続いています。「危機に際してその本質が露になる」といいますが、民営・分社化による弊害は、まさにこの大震災によってより明らかにされました。「必要な車両を借りたくても他社から融通をきかしてもらえない」「預金を降ろしたいと訴えても会社が違うのでできないと言われた」など、郵政グループ各社の連携は国民目線から遠くかけ離れたものでした。私たちは、被災地への支援を定期的に行い、9月2日から4日まで、気仙沼・宮古・陸前高田の3市を訪れ、つぶさに現地・被災地の置かれた状況を把握してきました。

一方、自然災害による被害もここ数年顕著となっています。その規模や数からみても、従来の危機管理マニュアルでは対応しきれないケースも生まれてきています。また、その具体的対応をめぐる、40万人以上の社員を抱える郵政グループとしては、あまりにもお粗末な内容が報告されています。

こうした経過と事態に鑑み、私たちは早急に郵政グループとしての危機管理態勢については見直されるべきと判断しました。したがって、以下の要求を提出します。検討の上、早急に回答され交渉の場がもたれることを期待するものです。

記

- 1 3月11日に起きた東日本大震災に際し、郵政グループ各社の対応は、その初動対応及びその後の対応をめぐる機敏で統一されたものではありませんでした。従来の危機管理態勢について反省及び評価を明らかにすること
- 2 大震災等は、場合によっては人命に直接関わるものです。従来の危機管理マニュアルを全面的に見直し、郵政グループとして協力しあえる統一ある危機管理マニュアルを作成すること。なお、その内容については、すべての関連職場及び社員に周知徹底すること
- 3 危機管理マニュアルをより現実的に対応させるために、現場一線の局や支店等でも実態に即した危機管理マニュアルを作成し、すべての関連社員に対し周知徹底すること。なお、そのマニュアルに基づく訓練を定期的に行うこと
- 4 臨時出張所の開設や郵便車の巡回頻度、郵便ポストの設置など、被災者から不満の声が出ています。現状についての見解を示すこと。なお、ユニバーサルサービスの確保・提供に不備が生じない具体的手立てを行うこと
- 5 災害の発生によって、管轄住民の住所確認はそれぞれの会社とも大きな苦勞を伴います。住民から出される転居届等による新たな住所については、郵政グループ各社が共有できるシステムとすること
- 6 災害時に対応する食料や水、電灯、ガソリン、など備品類の保管・確保は地域性や現実に対応できるものとし、その配備量や備品の種類についても抜本的に見直すこと。なお、備蓄食料などは賞味期限が切れることのないよう定期的な点検を徹底すること
- 7 震災時や自然災害の発生に対しては、人命確保第一を基本としつつ、業務遂行のあり方

- について基本的な見解を明らかにすること。また、台風などの予期される自然災害に対しては、屋外における作業の基準を設けること
- 8 公的機関として、災害時において郵政グループが地域社会と積極的に関わっていくことは重要と考えます。たとえば、一時避難所としての関連施設の提供など、その関わり方について見解を明らかにすること
 - 9 震災時や自然災害の影響により、帰宅困難者が多く発生した経過があります。郵政グループとして事前にどのような対応策をとるのか、具体的な方策を明らかにすること。また、具体的対応内容については社員に周知徹底すること
 - 10 震災時や自然災害の影響による、やむ得ない迂回による交通費等の自己負担については会社負担とすること。また、交通遮断によるやむ得ない宿泊やタクシー・自家用車・バイク等の通勤に関わる自己負担についても同様に会社負担とすること
 - 11 災害時でも、常に集配外務員や渉外社員と連絡が取れる連絡体制を構築すること。また、そのための業務用携帯電話は情報収集ができる機能をもったものとする。なお、郵便車両についても、外部情報が取れる機器の装備を行なうこと
 - 12 原発事故関連について
 - (1) 原発事故は地域社会を破壊することがだれの目にも明らかになりました。地域コミュニティを重視する郵政グループとして、脱原発宣言を行うこと
 - (2) 集配外務員や渉外社員の健康不安を解消し安心して働くためにも、放射線の影響による屋外での作業基準を明らかにすること
 - (3) 関連地域のすべての関連社員への内部被曝調査を行うこと。また、定期健康診断にこの項目を追加し、定期的に検診すること
 - (4) 東北・関東（南関東含む）・東京などの支社管内及び希望する郵便局や支店に対し、放射線測定器の配備を行うこと
 - (5) 東北・関東（南関東含む）・東京などの支社管内の郵便局や支店・集配センターの周辺の放射線測定を行い、数値が高い場合はしかるべき措置をただちに講じること
 - 13 復興計画等について
 - (1) 被災した郵便局（簡易局含む）、支店、集配センター等の復興状況並びに復興計画を明らかにすること
 - (2) あらたな局舎建設等に関わる費用負担は、郵政グループのみの負担とすることなく、国全体の復興計画の一部として行うよう、関係機関に働きかけること
 - (3) 郵政グループ保有の局舎等について、すべての建物診断を行うこと。なお、局舎の耐用年数について、その基準を明らかにすること
 - (4) 宅配事業者や信用金庫などは、収益に結びつかなくとも震災支援の一点で新たな商品等を提供しています。そのことが企業価値を高めています。見解を明らかにすること
 - (5) 郵便事業会社・郵便局会社が行なった「震災切手」販売は、使途計画も明確にされず、会社負担ゼロ販売ありきという点で、問題が指摘されています。見解を明らかにすること
 - 14 震災地における安定した業務運行と復興は一定の期間を要します。そのためには特別な要員配置も必要となってきます。2012年の正社員採用や非正規社員の65歳定年制の適用外等、被災地における雇用に関しては特例措置を設け雇用者数を増やすこと
 - 15 東北支社管内への転勤を希望している社員については、その復興状況を見つつ優先的にUターンを実施すること。また、被災地管内で転籍を希望する社員についても、時期を見つつ特例実施すること
 - 16 被災された社員及び家族はもとより、被災地における関連社員等は現在に至るも心的ストレスを抱えています。郵政グループとして、対象社員及び希望する家族へのメンタルヘルス対策を講ずること

以上